

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成２２年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、富津市長から通知があったので公表する。

平成２４年１月３０日

富津市監査委員	高	橋	聖
富津市監査委員	高	橋	謙治

措置の内訳

○ 平成22年度 財政援助団体等監査

対象部局	監査結果	措置状況
健康福祉部 介護福祉課 社会福祉協議会	<b>1 天羽老人憩いの家について</b> (1) 富津市社会福祉協議会が「富津市訪問介護養成研修実施要綱」に基づき行う研修で、当該研修場所に天羽老人憩いの家を使用する場合において使用許可申請書の提出及びその決裁がなされていないので、所定の手続きを経るよう改善されたい。	指摘のあった年度より使用許可申請書の提出により使用許可書の発行決裁を行いました。
社会福祉課	<b>2 社会福祉協議会補助金等について</b> (2) 補助金の交付額が年4回の均等額で支給されているが、補助対象経費の所要額を考慮した交付について検討されたい。	社会福祉協議会補助金の交付については、均等額支出から、予算執行状況に応じ適正且つ必要な範囲の請求の元、支出することとしました。
社会福祉課 社会福祉協議会	(3) 社会福祉協議会職員の退職手当に係る支給財源として、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金への掛金を補助金の対象経費としているが、当該掛金算定の基礎となる基準給は、規程では本俸に地域手当を含む額(昇給率限度4%)とされている。当協議会では、地域手当が本俸に扶養手当を含む額で算出しているため基準給において公平を欠くと認められるので、取扱いを検討されたい。(基準給月額が昇給限度額を超える職員を除く。)	社会福祉協議会職員の退職積立金の算出につきましては、給料を基準に扶養手当は含まない額で算出します。